

-日本年金機構-

職員の不正行為

1件 不当金額(収入) 1181万円
(前年度 1件 130万円)

日本年金機構米沢年金事務所において、厚生年金徴収課の職員齋藤某が、厚生年金保険保険料、健康保険保険料等の収納事務に従事中、平成29年1月から31年3月までの間に、滞納事業主から直接現金で受領した厚生年金保険保険料、健康保険保険料等を国庫に払い込まずに、計1181万円を領得したものであり、不当と認められる。

なお、この損害額は、令和2年9月末現在で582万円が同人の家族から返納されている。